

# 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 謝 金 規 程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「本会」という）の業務に従事し、または協力した場合に支給する謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

## (支給対象者)

第2条 本会主催の研修会等で講師等を務めた者及び事務処理等に協力した者の全てに対して適用するものとする。

## (謝 金)

第3条 前条に規定する者が該当する規程や要項等に基づき役務を行った場合の対価として謝金を支給することができる。

2 謝金の額は、別表に定める額を基準とする。

3 基準に定めていない役務や単価による支給が必要となる特別な事情がある場合は、本会において協議の上、特別単価（基準）として支給することができる。

## (補 足)

第4条 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、本会会長が定める。

2 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等（「所得税取扱通達、基本通達」）及び鳥取税務署の指示に従うこととする。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表

対象者	内 容	単位	単価の限度額
実 技 指 導 者	スポーツ大会、スポーツ教室などでのスポーツ指導	回	@10,000円
講 師	研修会等での講義	時間	@12,000円
委 員 会 等 委 員	育成委員会出席	日	@7,000円
	調査研究専門委員会等出席	日	@10,000円
デ ー タ 集 計 ・ 分 析 等 実 施 者	データ集計、事務処理、単純労務	時間	@875円
	データ分析（専門的知識を有する者）	時間	@1,875円
医 師 等	調査研究事業立ち会い、測定指導、 メディカルチェック及びアドバイス	回	@10,000円